

秋田県告示第80号

令和6年2月29日秋田県医療労働組合連合会執行委員長 奥井明子及び中通病院労働組合執行委員長 高村美幸から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、公表する。

令和6年3月8日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 事件

- (1) 一時金及び手当に関する事。
- (2) 職員増員に関する事。
- (3) 労働条件の改善に関する事。
- (4) その他

2 日時

令和6年3月14日以降、妥結までの間、連日又は短時間にわたり行う。

3 場所

秋田市南通みその町3番15号	社会医療法人明和会本部
秋田市南通みその町3番15号	中通総合病院
秋田市中通六丁目1番58号	中通リハビリテーション病院
秋田市南通みその町4番17号	中通健康クリニック
秋田市仁井田瀧中町2番41号	ふき健診クリニック
秋田市檜山登町3番18号	中通高等看護学院
秋田市中通五丁目9番22号	中通訪問看護ステーション及びケアプランセンター
大仙市大曲上栄町6番4号	大曲中通病院
大仙市大曲上栄町4番3号	大曲訪問看護ステーション

4 概要

救急外来患者及び入院患者の保安要員若干名を除く全ての組合員によるストライキその他の争議行為を行う。